

# 京都府地球温暖化対策推進計画の改定について

## 1 趣旨

令和3年3月に策定した京都府地球温暖化対策推進計画（計画期間：令和3年度（2021）～令和12年度（2030））について、新たな地球温暖化対策計画や社会経済情勢の変化を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標の見直しを行うとともに、地球温暖化対策推進法（以下「法」という。）に基づく促進区域の設定に関する環境配慮基準を新たに設け、府内の脱炭素化に向けた取組を強化・加速化する。

## 2 計画の概要

### （1）温室効果ガス排出量の削減目標（目標年度：2030年度）

現行計画：40%以上削減（2013年度比）

改定案：46%以上削減（2013年度比）※ 2020年度実績：19.1%減（2013年度比）

### （2）目標達成に向けた取組の強化（主な追加施策）

- 地域金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムの設置、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワーク構築等により中小企業の脱炭素化を促進
- エネルギー価格高騰等の経営状況の変化を踏まえ、中小企業等に対し、長期的な経営改善に繋がる建築物の脱炭素化について専門家派遣を含めた総合的な支援を実施
- リフォーム会社・工務店等と連携し、住宅の定期点検や水まわりリフォーム等を機に比較的取り組みやすい省エネ改修（窓断熱など）を推進
- 再エネ導入を通じて地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素先行地域を府内に創出し、府内各地へ展開

### （3）促進区域の設定に関する環境配慮基準

地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、法に基づく環境配慮基準を設定

※ 対象となる再エネ設備は太陽光発電設備及び風力発電設備

※ 促進区域の候補も明示（営農地、市町村等の有する遊休地など）